

第3回 大阪府立槻の木高等学校同窓会 総会次第

平成30年1月3日(水) 大阪府立槻の木高等学校 食堂棟

【第I部 総会】 11:00~12:00

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 学校長挨拶
4. 議長選出
5. 議事
 - (1) 第1号議案 会則の廃止及び制定について
 - (2) 第2号議案 平成25年度~平成29年度 事業報告について
 - (3) 第3号議案 平成25年度~平成29年度 会計報告について
 - (4) 第4号議案 新役員の選任について
 - (5) 第5号議案 平成30年度 事業計画案について
 - (6) 第6号議案 平成30年度 予算案について
 - (7) 第7号議案 会計監査人の選出について
 - (8) 第8号議案 外部監査人の選出について
 - (9) 第9号議案 会計基準の制定について(細則)
 - (10) 第10号議案 支出執行基準の制定について(細則)
 - (11) 第11号議案 事務の委任について
6. その他
7. 閉会の辞

【第II部 懇親会】 12:00~13:00

軽食と飲み物で歓談

【第1号議案】

現行の会則を廃止し、新たに下記のとおり会則を制定する。

大阪府立槻の木高等学校同窓会「Infinity Tsukinoki」会則

1章 総則

第1条

本会は「Infinity Tsukinoki」と称し、事務所を大阪府立槻の木高等学校（高槻市城内町2番13号）に置く。

第2条

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は前条の目的のため、次のことを行う。

1. 総会、幹事会、役員会の開催
2. 会員名簿の作成及び管理
3. 会報誌の発行
4. 二十歳の集いの開催
5. 会員相互の親睦を図る企画及び事業開催
6. 母校の後援及び教育振興支援
7. その他目的達成に必要な事項

第2章 会員

第4条

本会は次の会員で構成する。

1. 正会員－大阪府立槻の木高等学校卒業生
2. 支部会員－大阪府立島上高等学校卒業生及び大阪府立高槻南高等学校卒業生

第3章 役員・幹事

第5条

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 理事 各卒業期から1名程度

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
3. 書記は本会の庶務を掌り、会議を記録する。
4. 会計は本会の会計事務を掌る。
5. 理事は本会の運営にあたる。

第7条

会長、副会長、書記、会計、理事は、幹事会で選任する。なお、止むを得ない理由で役員が欠員となった場合は、幹事会が欠員となった役員の選任を行う。この場合の任期は欠員となった役員の残任期間とする。

第8条

会長、副会長、書記、会計、理事の任期は3年とする。ただし、新たに選任された役員が就任するまでは役員としての地位を有する。また、再任を妨げない。

第9条

正会員の中から卒業期毎に幹事3名を置く。幹事の選任は各卒業期の正会員の互選による。

第10条

幹事は、同期生を代表するとともに幹事会を構成し、会務を審議する。また、幹事は、同期生との連絡にあたる。

第11条

幹事の任期は原則として終身とするが、止むを得ない場合は幹事会の承認を得て変更することができる。

第4章 会議

第12条

総会は、会務及び会計の報告を行い、会員相互の親睦を図る。

1. すべての正会員で構成する。
2. 総会は3年に1回、1月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
3. 総会及び臨時総会の企画及び運営は役員会が行う。

第13条

幹事会は、本会の最高議決機関として案件の審議にあたる。

1. 会長以下すべての役員と幹事で構成する。
2. 定例幹事会は毎年1回、2月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
3. 幹事会では、会則の変更、役員を選任、事業報告、決算報告、事業計画、予算、会計監査の選任、外部監査の選任、その他必要事項を審議、議決する。

4. 議決は会議出席幹事の過半数をもって決定する。(委任状を含む)

第14条

役員会は、本会の執行機関として会務の実行にあたる。

1. 会長、副会長、書記、会計、理事で構成する。
2. 本会の運営上、必要に応じて随時にこれを開く。

第15条

本会則に定める会議は、すべて会長が招集する。

第5章 会計

第16条

本会の経費は入会費、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第17条

正会員は、入会時に入会費 6,000 円を納める。

第18条

本会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

第19条

事業報告書、決算報告書、事業計画書案、予算書案は、年度ごとに本会役員会が作成し、幹事会で承認を受ける。

第20条

正会員の中から、会計監査人2名をおく。会計監査人は、幹事会で選任する。なお、止むを得ない理由で会計監査人が欠員となった場合は、幹事会が欠員となった会計監査人の選任を行う。この場合の任期は欠員となった会計監査人の残任期間とする。

第21条

会計監査人の任期は3年とする。ただし、新たに選任された会計監査人が就任するまでは会計監査人の地位を有する。また、再任を妨げない。

第22条

会計監査人は、毎年度半期毎に監査を実施する。

第23条

正会員以外で会計事務及び団体運営に精通した外部監査人1名をおく。外部監査人は幹事会で選任する。なお、止むを得ない理由で外部監査人が欠員となった場合は、幹事会が欠員となった外部監査人の選任を行う。この場合の任期は欠員となった外部監査人の残任期間とする。

第24条

外部監査人の任期は3年とする。ただし、新たに選任された外部監査人が就任するまでは外部監査人としての地位を有する。また、再任を妨げない。

第25条

外部監査人は、毎年度半期毎に監査を実施するとともに、適宜、会議等に出席し会務に関する助言を行う。

第6章 財産

第26条

保有する現金は、普通預金又は定期預金で管理する。

第27条

母校への支援のために物品等の寄付を行う場合は、幹事会の承認を受ける。

第7章 支部

第28条

本会に支部として、島上高等学校卒業生で構成する「嶋真会」、高槻南高等学校卒業生で構成する「槻の葉会」を置く。

第29条

支部の実施する事業及びその他必要な事項については別途定めるものとする。

第30条

本会則の変更は幹事会の議決を経なければならない。

第31条

本会則の施行に必要な細則等は別にこれを定める。なお、細則等の制定及び変更は、幹事会の議決を経なければならない。

【付則】

1. 本会則は平成30年1月3日より施行する。

【第2号議案】

平成 25 年度～平成 29 年度 事業報告書

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで)

大阪府立槻の木高等学校同窓会

【総会の開催】

平成 26 年 2 月 1 日（土）大阪府立槻の木高等学校食堂棟において、第 2 回の同窓会総会を開催した。

【二十歳の集い】

7 期生から 10 期生までの「二十歳の集い」を次のとおり開催した。

- ・平成 26 年 3 月 22 日（土） 高槻現代劇場 7 期生
- ・平成 27 年 3 月 21 日（土） 高槻現代劇場 8 期生
- ・平成 28 年 3 月 20 日（日） 槻の木高校（食堂） 9 期生
- ・平成 29 年 3 月 19 日（日） 槻の木高校（食堂） 10 期生

【後輩達へのメッセージ】

平成 28 年 2 月 18 日（木）大阪府立槻の木高等学校が開催した「後輩達へのメッセージ」に対して、同窓会として支援を行った。

以上

【第3号議案】

平成 25 年度～平成 29 年度 会計報告書

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで)

大阪府立槻の木高等学校同窓会

年度	項目	収入	支出	残高
25	平成24年度からの繰越額	8,673,224		8,673,224
	卒業生会費(273名)	1,638,000		10,311,224
	3年生学年費から寄附	335		10,311,559
	預金利息	1,081		10,312,640
	二十歳の集い参加費(7期生)	354,000		10,666,640
	二十歳の集い経費(7期生)		408,618	10,258,022
	同窓会総会経費		379,297	9,878,725
	計	10,666,640	787,915	9,878,725
26	平成25年度からの繰越額	9,878,725		9,878,725
	卒業生会費(236名)	1,416,000		11,294,725
	3年生学年費から寄附	128		11,294,853
	預金利息	1,533		11,296,386
	二十歳の集い参加費(8期生)	402,000		11,698,386
	二十歳の集い経費(8期生)		389,448	11,308,938
	計	11,698,386	389,448	11,308,938
27	平成26年度からの繰越額	11,308,938		11,308,938
	卒業生会費(233名)	1,398,000		12,706,938
	3年生学年費から寄附	58		12,706,996
	預金利息	1,782		12,708,778
	二十歳の集い経費(9期生)		128,959	12,579,819
	後輩たちのメッセージ経費		28,038	12,551,781
	消耗品購入費		7,825	12,543,956
	計	12,708,778	164,822	12,543,956
28～29	平成27年度からの繰越額	12,543,956		12,543,956
	卒業生会費(277名)	1,662,000		14,205,956
	3年生学年費から寄附	261		14,206,217
	預金利息	178		14,206,395
	二十歳の集い経費(10期生)		132,167	14,206,217
	計	14,206,395	132,167	14,074,228

※ 残金 14,074,228 円については、次期に繰り越します。

【第4号議案】

新役員を選任について

会長	西 真一郎	1期生
副会長	本岡 誠也	1期生
書記	青野 秀紀	6期生
会計	三谷 玲美	4期生
理事	秋月 孝善	1期生
理事	奥田 治美	2期生
理事	高田 和樹	6期生
理事	篠崎 友香	11期生

※敬称略

なお、理事が選出されていない卒業期については、
新役員に選任を一任する。

【第5号議案】

平成30年度 事業計画書

(平成29年10月1日から平成31年1月31日まで)

大阪府立槻の木高等学校同窓会

【会議の開催】

会則で3年毎の開催が決められている総会を平成30年1月3日(水)に開催する。

第1回の(臨時)幹事会を平成30年7月に実施する。また、役員会は年間5回程度実施し、会の運営を掌る。

【会員名簿の作成と管理】

これまで整備されていなかった同窓会会員名簿を作成し管理する。

会員名簿の管理について、会員管理システムの導入も含めて個人情報の漏洩防止を最優先にその方法について検討する。

【会報誌の発行】

総会で承認された内容などを掲載する第3号の会報誌を発行する。

【二十歳の集い】

平成30年3月に11期生の「二十歳の集い」を開催する。

【後輩達へのメッセージ】

平成30年2月に府立槻の木高等学校が開催する「後輩達へのメッセージ」に対して、同窓会として支援する。

【新たな事業の検討】

同窓会の新たな事業を試行実施も含めて検討する。

【学校への支援事業】

体育館トイレの洋式設置に対して支援する。

以上

【第6号議案】

平成30年度 予算書

(平成29年10月1日から平成31年1月31日まで)

大阪府立槻の木高等学校同窓会

【収入の部】

科 目	金 額	内 容
前期繰越金	14,074,228	
会費収入	1,656,000	13期生加入分
雑収入	150	預金利息等
合 計	15,730,378	

【支出の部】

科 目	金 額	内 容
運 営 費	800,000	名簿管理費、会議費、交通費、事務費、報酬費、 渉外費など
活 動 費	1,800,000	総会開催、会報誌発行、二十歳の集い、後輩達 へのメッセージ支援、事業検討等
教育振興費	3,000,000	体育館トイレの洋式化支援
予 備 費	300,000	
合 計	5,900,000	

【次期繰越額】

15,730,378円－5,900,000円＝9,830,378円

【第7号議案】

会計監査人の選任について

候補者が不在のため、今回の選任について役員会に一任する。
役員会は、次回の幹事会で選任の報告を行う。

【第8号議案】

外部監査人の選出について

※候補者（推薦）

河嶋 憲治 氏

現大阪府立槻の木高等学校事務長

【第9号議案】

大阪府立槻の木高等学校同窓会会計基準

【会計の計算方法】

- 1 会計計算は、キャッシュフローとする。

【会計の勘定科目】

- 1 収入の部の大科目は、「前期繰越金」「会費収入」「寄付金収入」「雑収入」とする。
- 2 支出の部の大科目は、「運営費」「活動費」「教育振興費」「予備費」とする。
- 3 収入の部は、小科目を定めない。
- 4 支出の部の「運営費」の小科目は、「会議費」「交通費」「事務費」「名簿管理費」「報酬費」「渉外費」とする。
- 5 支出の部の「活動費」の小科目は、「総会開催費用」「会報誌発行事業費」「二十歳の集い事業費」「後輩達へのメッセージ支援事業費」「その他事業費」とする。
- 6 支出の部の「教育振興費」「予備費」は、小科目を定めない。
- 7 科目の追加、変更については、本会計基準を変更する手続きによる。

【各科目の内容】

- 1 「前期繰越金」は、前期末の残額で翌期に繰り越す金額。
- 2 「会費収入」は、会則第17条に規定される「入会費」。
- 2 「寄付金収入」は、同窓会に寄付された金額。
ただし、金額が1万円以下の寄付金については、「雑収入」に計上する。
- 3 「雑収入」は、預金利息などを計上する。
- 4 「運営費」は、同窓会の運営に直接関わるものとする。
- 5 「活動費」は、同窓会が行う事業に関するものとする。
- 6 「教育振興費」は、母校の教育振興に関する支援とする。
- 7 「運営費」の「会議費」は、幹事会、役員会、会計監査人の監査、外部監査人の監査の実施に係る会場費や会議茶菓代等の経費など。
- 8 「運営費」の「交通費」は、7番の会議等に係る交通費。
- 9 「運営費」の「事務費」は、事務用品や事務に関わる経費で他科目に属さないもの。
- 10 「運営費」の「名簿管理費」は、同窓会正会員の名簿作成、管理、情報変更などに要する経費。
- 11 「運営費」の「報酬費」は、外部監査人への報酬など正会員以外への必要な報酬。
- 12 「運営費」の「渉外費」は、関係団体他との交渉、折衝などに使用する経費。
- 13 「活動費」の「総会開催費用」は、総会開催に係る経費。
- 14 「活動費」の「会報誌発行事業費」は、会報誌発行に係る経費。
- 15 「活動費」の「二十歳の集い事業費」は、二十歳の集い開催に係る経費。

- 16 「活動費」の「後輩達のメッセージ支援事業費」は、後輩達のメッセージの支援に係る費用。
- 17 「活動費」の「その他事業費」は、他の科目に属さない同窓会の事業経費。
- 18 「教育振興費」は、学校への教育活動等に係る設備等の支援に係る費用。
- 19 「予備費」は、幹事会で承認された各予算の内容に不足が生じた場合、各科目の予算額の1割を超えない範囲で、役員会の承認を得て使用することができるものとする。
ただし、幹事会で承認された予算内容と異なるものへの支出はできない。
- 20 本会計基準の変更については、幹事会の審議を経て、承認されなければいけない。

【第 10 号議案】

大阪府立槻の木高等学校同窓会支出執行基準

【全体】

- 1 各科目の支出額は、予算額を超えてはいけない。
- 2 ただし、支出内容が予算で承認されたものである場合、各科目の予算額の1割を超えない範囲で、役員会の承認を得て、予備費から支出できるものとする。
- 3 予算額を超えて、かつ予備費の支出基準を超える場合は、臨時幹事会を開き、補正予算の承認を得なければいけない。

【会議費】

- 1 幹事会、役員会、会計監査人の監査、外部監査人の監査には、それぞれ茶菓を提供できるものとする。
- 2 上記1の会議等が、食事時間にかかる場合には食事（弁当）も提供できるものとする。
- 3 上記1及び2の金額は、1回につき出席者一人当たり2,500円（税込み）を超えてはいけない。（茶菓及び食事を含めて）
- 4 上記1及び2は、予算の範囲内でのみ支出できるものとする。

【交通費】

- 1 幹事会、役員会、会計監査人の監査、外部監査人の監査及び会議の各出席者には、交通費を支給できるものとする。
- 2 上記1の金額は、交通用具等の種類や距離に関わらず、1日につき1,000円の定額とする。

【報酬費】

- 1 正会員には、本会の活動に関して報酬を支払わない。
- 2 外部監査人には、1回あたり2万円の範囲内で報酬を支払うことができるものとする。

【渉外費】

- 1 渉外費の支出については、社会通念上許される範囲内において節度ある執行に努めるとともに、出席者については必要最小限としなければいけない。
- 2 会食の場合の支出額は、参加者一人あたり5,000円（税・サービス料を除く）を超えてはいけない。
- 3 菓子等物品の提供は、1件あたり5,000円（税・サービス料を除く）を超えてはいけない。
- 4 上記は、予算の範囲内でのみ支出できるものとする。

【改正手続き】

- 1 本執行基準の変更については、幹事会の審議を経て、承認されなければいけない。

【第11号議案】

事務の委任について

これまで、大阪府立槻の木高等学校校長に、下記の事務を委任していましたが、平成30年度は、「本同窓会での収入、支出事務」に関しての委任を行わず、「同窓会会費の徴収事務」及び「徴収会費の本同窓会への入金事務」のみを委任します。

なお、事務の委任期間は平成30年4月1日から、幹事会において委任の終了の決議があるまでとします。ただし、学校長が解除を申し出た場合にはその限りにありません。

これまでの委任事項

- 1 同窓会会費の徴収事務
- 2 徴収会費の本同窓会への入金事務
- 3 本同窓会での収入、支出事務
- 4 その他、上記3項目に付随する事項

以上

第3回 大阪府立槻の木同窓会総会 議事録

司会) みなさん、あけましておめでとうございます。只今から、第3回大阪府立槻の木高等学校同窓会総会を開催します。私は、司会の1期生の奥田です。よろしく申し上げます。

まず、本日、受付でお配りした資料の確認をお願いします。A4で1枚ものの「総会次第」と「幹事名簿」、そしてホッチキス止めした「議案書綴り」の3種類です。お持ちで無い方は、お手を挙げください。

また、資料の他に本日の記念品として「お菓子」を総会終了後にお配りしますので、お忘れなくお持ち帰りください。

その他、トイレですが、本日は本館1階のトイレをお使いください。出入り口は食堂西側の扉のみ開けております。本日は休日なので、本館のトイレ以外の場所には、立ち入らないようにお願いします。

本日の出席者は、現在のところ26名でございます。今回、総会の開催にあたり、初めて同窓会名簿を作成しました。12期生まで2,920名の卒業生、同窓会会員ということとなっております。本総会にあたり、同窓会会員に総会の案内を往復はがきで送付したのですが、338名の方が「宛てどころが尋ねあたりません」となっています。この方々の連絡方法が、今後の当会の課題でもあります。なお、欠席のご返答を頂いて方が888名で、そのうちの数名を除いて、議案審議に関して「議長への一任」ということで委任を頂いていることも報告しておきます。

次に本日のスケジュールですが、次第をご覧ください。只今から、12時までは、総会、議案審議となっております。その後13時までの予定で、懇親会ということで、軽食と飲み物を用意しておりますので、みなさんでご歓談ください。それでは、最初に西 真一郎 同窓会会長が挨拶いたします。西会長よろしく申し上げます。

☆西会長挨拶

ありがとうございました。続きまして、現在の槻の木高等学校の校長先生であります「竹下健治校長先生」からご挨拶があります。竹下校長先生、よろしく申し上げます。

☆竹下校長先生、挨拶

ありがとうございました。それでは、議事に移りますが、最初に議長の選出を行います。どなたか、立候補してくださる方はいらっしゃいませんか。

☆会場から挙手あり。

ありがとうございます。只今、手をお上げくださった方、前にお願いします。卒業期とお名前をお願いします。

議長) 1期生の松下です。よろしくお願いします。

司会) それでは、松下さんに議事進行をお願いします。

議長) みなさん、あけましておめでとうございます。只今、議長に指名頂いた1期生の松下でございます。今回、卒業生自らが運営する初めての記念すべき総会で議長をさせていただきます。不手際もあろうかと思いますが、みなさまのご援助をいただきまして、できるかぎり円滑に進行してまいりたいと思いますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移ります。第1号議案の「同窓会会則の廃止及び制定について」です。まず、説明を、東山副会長からお願いします。

東山副会長) 副会長の東山です。それでは、「第1号議案 会則の廃止及び制定について」を説明します。議案書綴りの1ページをご覧ください。

現行の会則は、平成21年11月22日に制定されていますが、年月が経ち、会員も増えてきたことにより、現行の会則では実情に合わない点が出て参りました。

また、当時は、当会も生まれて間もないということもあり、会則作成の知識も乏しく、今回、法的知識のある方に現行会則を見て頂いたところ、法的要件もしっかり入った会則に変更すべきとのアドバイスがありました。そこで、抜本的に会則を作り直したことから、会則の改正ではなく、現行の会則を廃止し、新規に会則を制定することとしました。その点は、御理解くださるようお願い申し上げます。

新しい会則のポイントを説明します。

まず、同窓会は法的には「権利能力なき社団法人」と考えることが一般的であるとのことから、判例等からその要件を盛り込むこととしました。第1条は、

団体が法的活動を行うために必要となる住所地を「高槻市城内町2番1号」の母校とすることを決めました。第3条では、本会が行うべきことを明確に決めました。第4条では、正会員は槻の木高校の卒業生とし、島上高校と高槻南高校の卒業生は支部会員と規定しました。これについては、議決権の付与、会員名簿の管理、会員への周知方法などを勘案した結果で、嶋真会及び槻の葉会とも事前に協議の上、同規定としたところです。

第5条から第8条までは、役員の規定で、会長、副会長、書記、会計を各1名とするとともに、会の運営に直接関わる、理事を各卒業期から1名程度としたところです。

第9条から第11条は、各卒業期から幹事を3名置く規定としています。この幹事が、同期生との連絡にあたりるとともに、今後、審議機関としての幹事会を構成することとなります。

第12条から第15条は、総会、幹事会、役員会の各会議に関して規定しています。今後は、幹事会が審議機関として重要な役割を果たすこととなります。

第16条から第25条までは、会計に関する規定で、これからは会計年度を毎年2月1日から翌年1月31日までとすることや、会計監査人及び外部監査人を置き、適正な会計処理が行われていることをチェックする体制を定めています。

第26条以下は、財産及び支部の規定を定めています。なお、5ページから7ページには現行の会則を添付していますので、参照してください。

以上で、「第1号議案 会則の廃止及び制定について」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。

ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

次に第2号議案の「平成25年度から平成29年度の事業報告について」ですが、第3号議案の「平成25年度～平成29年度 会計報告について」と関連しますので、2議案をまとめて審議します。

説明を、東山副会長からお願いします。

東山副会長)「第2号議案 平成25年度から平成29年度の事業報告」を説明します。

最初に、今回の事業報告の対象期間について説明します。前回の第2回総会においては、平成24年度までが対象でした。その後の平成25年度、平成25年4月1日から、平成29年度の上半期の平成29年9月30日までの期間の報告を行います。議案書綴りの8ページをご覧ください。

まず、平成26年2月1日土曜日に、第2回の同窓会総会を、槻の木高等学校の食堂にて、開催いたしました。

また、平成26年3月22日の7期生の「二十歳の集い」から、平成27年の8期生、平成28年の9期生、そして平成29年の10期生の「二十歳の集い」まで、計4回の二十歳の集いを開催しました。

学校行事への支援として、平成28年2月18日に開催された「後輩達へのメッセージ」に同窓会として支援を行いました。

以上で、「第2号議案 平成25年度から平成29年度の事業報告」の説明を終わります。

議長)ありがとうございました。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長)承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。3号議案の説明が未だでした。お願いします。

東山副会長)「第3号議案 平成25年度から平成29年度の会計報告」を説明します。今回の会計報告の対象期間は、第2号議案の事業報告の対象期間と同じです。議案書綴りの9ページをご覧ください。

まず、平成25年度の欄をご覧ください。前回の第2回総会で承認を頂いた繰越額、平成24年度からの繰越金が、867万3,224円。

9期の卒業生273名からの会費収入が、163万8千円、9期の学年費返金残額の寄附が335円、預金利息が1,081円、7期生の「二十歳の集い」の参加費が35万4千円、以上、平成25年度の収入合計1千66万6,640円です。

次に支出ですが、7期生の「二十歳の集い」の経費が40万8,618円、平成26年2月1日に開催した「同窓会総会」経費が37万9,297円、収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、987万8,725円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成26年度の欄をご覧ください。

平成25年度からの繰越金が、987万8,725円、10期の卒業生236名からの会費収入が、141万6千円、10期の学年費返金残額の寄附が128円、預金利息が1,533円、8期生の「二十歳の集い」の参加費が40万2千円、以上、平成26年度の収入合計1千169万8,386円です。

次に支出ですが、8期生の「二十歳の集い」の経費が38万9,448円。

収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、1,130万8,938円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成27年度の欄をご覧ください。

平成26年度からの繰越金が、1,130万8,938円、11期の卒業生233名からの会費収入が、139万8千円、11期の学年費返金残額の寄附が58円、預金利息が1,782円、以上、平成27年度の収入合計1,270万8,778円です。

次に支出ですが、9期生の「二十歳の集い」の経費が、12万8,959円、後輩達のメッセージの経費が、2万8,038円、消耗品の購入で、7,825円。

収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、1,254万3,935円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成28から29年度の欄をご覧ください。

平成27年度からの繰越金が、1,254万3,956円、12期の卒業生277名からの会費収入が、166万2千円、12期の学年費返金残額の寄附が261円、預金利息が178円、以上、収入合計1,420万6,395円です。

次に支出ですが、10期生の「二十歳の集い」の経費が13万2,167円。

収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、1,407万4,228円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

以上で、「第3号議案 平成25年度から平成29年度の会計報告」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。 あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

次に、第4号議案の「新役員の選任について」です。説明を、東山副会長からお願いします。

東山副会長)「第4号議案 新役員の選任について」を説明します。

第1号議案で承認された、会則の第5条から第8条に規定のある「役員」の選任についてです。会則では、会長、副会長、書記、会計が各1名、理事は各卒業期から1名程度となっています。現在のところ、議案書綴りの10ページに記載の立候補者がいらっしゃいます。この場で、立候補があれば申し出てください。

その他に、立候補する方がいらっしゃらなければ、資料記載の皆様に役員をお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

また、理事は会則で「各卒業期から1名程度」と記載されています。今回、初めての役員承認ということもあり、理事が選出されていない卒業期については、新役員に選任を一任したいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。以上で、「第4号議案 新役員の選任について」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。この場で、新役員に立候補する方はいらっしゃいませんか。また、今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

異議がないようですので、説明どおり、新役員を選任することとします。新役員の方は、前に出てご紹介ください。

☆新役員から挨拶

議長) ありがとうございます。それでは、次に参ります。第5号議案の「平成30年度事業計画案について」ですが、第6号議案の「平成30年度予算案について」と関連しますので、2議案をまとめて審議します。説明を、高田理事と三谷会計からお願いします。

高田理事) 理事の高田です。それでは、「第5号議案、平成30年度の事業計画案」を説明します。

議案書綴りの11ページをご覧ください。

まず、今回の対象期間ですが、先ほどの第2号議案においては、平成29年9月30日まででしたので、平成29年10月1日から会則第18条の定めにある会計年度期間の最終の、平成31年1月31日までの期間となります。

最初に、会議の開催は、会則で3年毎の開催が決められている総会を開催します。これは本日の総会のことになります。

また、第1回の幹事会、これは臨時会となりますが、平成30年7月に開催します。役員会は、年5回程度を予定し、同窓会の運営を行って参ります。

会員名簿の作成と管理は、これまで整備されていなかった、会員名簿を作成します。本総会にあたって、既に、整備が一定終了しております。また、個人情報情報の漏洩が起こることが無いように、その管理方法を検討して参ります。

会報誌ですが、本総会の結果などを掲載する第3号の会報誌を発行します。

二十歳の集い事業ですが、平成30年3月に第11期生の二十歳の集いを行います。平成30年2月に予定されている、母校が開催する「後輩達へのメッセージ」に対して同窓会として支援して参ります。また、新たな事業については、施行実施も含めて検討して参ります。

最後に、母校への支援事業として、本年度は、体育館トイレの一部洋式化に関する支援を行って参ります。これは、大阪府の財政事情から、洋式化の予算を待っていても、いつになるか分からない状態であると聞きました。

我々同窓会の会員も、クラブ活動の指導や、試合などを見に行く際に、体育館のトイレを使用することとなっています。

現在、体育館のトイレは、全て和式であり、和式が使えない在校生がわざわざ、遠い建物内のトイレまで行って使用していることも聞きました。

昨年の8月に、学校事務室で「トイレを考えるミーティング」を、生徒、先生、保護者、事務室職員の4者で開催したと聞きました。府内の高校で、このような取り組みは初めてであるとも聞いています。

その中で、トイレの洋式化は要望も多かったようです。しかしながら、新聞報道等でも大阪府の財政状況から順次行っていくようですが、いつになるか分からない状況から、学校環境の向上のためとして、寄付設けることが可能とのことなので、今回、支援を行いたいと考えます。

以上で、「第5号議案 平成30年度の事業計画案」の説明を終わります。

三谷会計) 会計の三谷です。それでは、「第6号議案 平成30年度の予算案」を説明します。議案書綴りの12ページをご覧ください。

対象期間については、先ほどの第5号議案の対象期間と同じです。

なお、当会で予算書を作成するのは、今回が初めてとなります。したがって、

見込み額など、不確定の部分が多く、支出科目においては、大科目での予算編成としたことをご了承ください。総会での承認は大科目としますが、参考に13ページに小科目を記載したものを添付しています。

まず、第3号議案で承認のあった会計報告から、繰越金が、1,407万4,228円です。会費収入は、平成30年3月に卒業する13期生分として、165万6千円を計上します。雑収入は、預金利息などで、150円です。

以上、収入合計が1,573万378円です。

次に支出の部ですが、会議費や交通費など、80万円を計上します。

活動費として、本総会の開催経費、会報誌の発行、二十歳の集いの開催経費として、180万円を計上します。

教育振興費は、母校の体育館トイレの洋式化のために、300万円を計上します。予備費として、30万円。以上、支出の合計額は、590万円です。

収入から支出を差し引いた、9,830,378円については、次年度に繰り越すこととします。以上で、「第6号議案 平成30年度の予算案」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。次に第7号議案の「会計監査人の選出について」説明を、三谷会計からお願いします。

三谷会計) 会計の三谷です。それでは、「第7号議案 会計監査人の選任について」を説明します。議案書綴りの14ページをご覧ください。

会則第20条では、正会員の中から会計監査人2名を置く、となっております。事前には、候補者がいらっしゃいませんが、どなたか立候補くださいますか。この場で、選任が難しいということであれば、今回のみ役員会で選任することと考えております。以上、よろしく申し上げます。

議長) ありがとうございます。この場で、会計監査人に立候補される方はい

らっしゃいませんか。

立候補が無いようなので、説明のとおり、役員会に一任することによろしいか、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは、会計監査人の選出については、役員会に一任したいと考えます。役員会は速やかに会計監査人を選出し、次回の幹事会で報告するようにしてください。

次に第8号議案の「外部監査人の選出について」説明を、高田理事からお願いいたします。

高田理事) 理事の高田です。それでは、「第8号議案 外部監査人の選出について」を説明します。

議案書綴りの15ページをご覧ください。

第1号議案で承認を頂いた「会則」の第23条の規定で外部監査人を置くこととなっています。今回、本総会開催などでアドバイスを頂いていて、会計事務及び団体運営に精通している、大阪府職員であり、大阪府立槻の木高等学校の現事務長である河嶋憲治氏を外部監査人に出したいと考えています。以上、ご審議をお願いいたします。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いいたします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。次に第9号議案の「会計基準の制定について」説明を、高田理事からお願いいたします。

高田理事) 理事の高田です。それでは、「会計基準の制定について」を説明します。まず、本議案の会計基準は、会則の第32条に規定されている「細則」にあたるもので、同窓会にとって重要な会計処理に関する基本的な取り決め

を、定めるものです。議案書綴りの16ページをご覧ください。

会計計算をキャッシュフローで行うことや、先ほどの第6号議案にあった予算の各科目がどのようなものかを定めています。母校への支援とした「教育振興費」や「予備費」の使い方にもルールを定めたものです。

なお、今回、初めてこのような細則を定めることとしました。これには、会計の専門家や府行政関係者の方々のアドバイスも頂き、作成しております。

これを基本に運営しながら、今後、我々の同窓会に応じた変更が必要であれば、会則に基づき、幹事会での承認を頂き、対応して参りたいと考えています。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

次に第10号議案の「支出執行基準の制定について」説明を、奥田理事からお願いします。

奥田理事) 理事の奥田です。それでは、「第10号議案 大阪府立槻の木高等学校支出執行基準について」を説明します。

本執行基準は、会則第32条に定める「細則」にあたるもので、当会の支出経費に関して、公正、適正に経費を支出するためのものです。議案書綴りの18ページをご覧ください。

まず、会議費です。会則で会議は、「総会」「幹事会」「役員会」を定めております。このうち審議機関である「幹事会」及び会の運営にあたる「役員会」の会議、また、「会計監査人及び外部監査人の監査」においては、お茶とお菓子を金額の上限を決めて支出できるものとします。

また、その会議が食事時になった場合には、食事も提供できることとします。金額の上限は、1回につき、お茶、お菓子、食事を含め、2,500円と定めます。

次に交通費です。「幹事会」「役員会」「会計監査人及び外部監査人の監査」の各出席者には、定額で1回につき、1,000円を支給できるものとします。

報酬費です。外部監査人に対する報酬額の上限を定めます。渉外費についても、本会計基準によって、上限額を定めます。

最後に、いずれの支出においても、予算の範囲内であることを明記しました。なお、先ほどの会計基準と同様、今回初めてこのような細則を定めることとしました。

これを基本に運営しながら、今後、我々の同窓会に応じた変更が必要であれば、会則に基づき、幹事会での承認を頂き、対応して参りたいと考えています。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

それでは、最後の議案になります。第11号議案の「事務の委任について」説明を、奥田理事からお願いします。

奥田理事) それでは、「第11号議案、事務の委任について」を説明します。

議案書綴りの19ページをご覧ください。

「事務の委任について」は、過去は総会に諮っていませんでした。しかし、本来は審議機関での承認が必要となる事項なので、今回から、本議案を審議とすることとします。

これまで、卒業生から同窓会の会費を徴収することや、徴収したお金を本会の預金に入金すること、また、収入や支出に関することの事務については、同窓会会長から槻の木高等学校の校長先生に事務をしてくださるよう、「法的な「事務委任」を行ってきています。

平成30年度からは、この事務のうち、「同窓会の会費を生徒から徴収する事務」及び「徴収したお金を同窓会の預金に入金する事務」のみを委任することとし、その他の事務については、当会自らが行うこととします。

これまでの事務委任を解除する具体的な時期は、平成30年4月1日を予定しております。引き続き委任する事務については、平成30年4月1日から、

幹事会において委任の終了の決議があるまでとします。

なお、法的な「事務委任」なので、学校長から解除の申し出があれば、その時点で終了します。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

以上で、すべての議案につきましてご審議いただきました。これで議長席を降壇させていただきます。本日は、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。感謝申し上げます。

司会) これで、予定しておりましたすべての議案を終えることができました。長時間ご協力いただきありがとうございました。なお、この後、この場所において懇親会を引き続いて行いますのでよろしくお願いいたします。準備がありますので、暫らくお待ちください。また、記念品もお配りしますので、帰りにはお忘れないようにお願いします。